

立教大学諸規程集

立教大学編

第7編 経理

立教大学大学院学位論文審査手数料規則

施行 昭和36年4月1日

改正 昭和53年4月1日

1982年4月1日

1991年4月1日

1998年4月1日

2002年4月1日

2011年4月1日

2018年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、立教大学学位規則に定めるもののほか、立教大学大学院（以下「大学院」という。）修士課程又は博士課程前期課程及び同後期課程を経た者、並びに博士課程後期課程を経ない者が学位申請論文（以下「論文」という。）を提出する場合に納入すべき審査手数料について定める。

2 この規則における論文は、立教大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第5条第2項で定める「特定の課題についての研究の成果」を含むものとする。

(修士論文)

第2条 大学院修士課程又は博士課程前期課程に在学して、大学院学則第5条に定める所定の単位を修得し終える学期までに論文を提出する場合、審査手数料は無料とする。

2 大学院修士課程若しくは博士課程前期課程に在学して、所定の単位を修得した者が在学2年を超えて、又は大学院学則第3条第3項に定めるコースにおいて在学1年を超えて引き続き在学し、在学4年以内に論文を提出する場合、審査手数料は1万5千円とする。

(博士論文)

第3条 大学院博士課程後期課程に在学して、大学院学則第6条に定める研究指導を受け終える学期までに論文を提出する場合、審査手数料は無料とする。

2 大学院博士課程後期課程に在学して、大学院学則第6条に定める研究指導を受け終えた後、在学3年を超える者が引き続き在学し、在学6年以内に論文を提出する場合、審査手数料は3万円とする。

3 大学院博士課程後期課程に在学して、大学院学則第6条に定める研究指導を受け終えた上退学した者が、博士課程後期課程入学後6年以内（休学中の期間を除く。）に論文を提出する場合、審査手数料は4万5千円とする。

4 大学院博士課程後期課程に在学して、大学院学則第6条に定める研究指導を受け終えた上退学した者が、博士課程後期課程入学後6年（休学中の期間を除く。）を経過した後に論文を提出する場合、審査手数料は6万円とする。

5 大学院博士課程後期課程を経ない者又は大学院博士課程後期課程に在学して、大学院学則第6条に定める研究指導を受け終えることなく退学した者が論文を提出する場合、審査手数料を20万円とする。

6 本学専任教職員が論文を提出する場合（第3項及び第4項に該当する場合を除く。）、審査手数料は10万円とする。

附 則

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1982年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1991年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。